# 都道府県・指定都市における単独事業等一覧（平成25年度都道府県・指定都市別）

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名<br>（所管課） | 開始年度 | 予算額<br>（千円） | 概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 神戸市 | 啓発・広報 | 市民フォーラムの開催（保健福祉局障害福祉課） | 平成24年度 | 910 | 市民の障害に対する関心、理解の向上を図るため、市民フォーラムを開催する |
| 神戸市 | 生活支援 | 障害者スポーツの振興（保健福祉局障害福祉課） | 昭和37年度 | 68,505 | (財)障害者スポーツ教室の運営、スポーツセンターの運営、各種スポーツ教室の開催、各種スポーツ大会の開催、全国大会への選手派遣等 |
| 神戸市 | 生活支援 | タクシー利用助成（保健福祉局障害福祉課） | 昭和58年度 | 313,781 | 下肢・体幹・移動支援、内部、視覚障害の1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている者及び重度判定の療育手帳の交付を受けている者で、福祉乗車証又は敬老優待乗車証の交付を受けていない者に対して、社会参加の促進を図るためタクシー乗車料金の一部を助成する。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 福祉乗車証（保健福祉局高齢福祉課） | 昭和43年度 | 1,140,467 | 身体障害者（1級～4級）、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳交付者に対して、無料乗車証を交付することにより、日常生活の便宜を図るとともに社会参加を促進する。（タクシー利用助成との併用不可） |
| 神戸市 | 生活支援 | 昼間一時保護事業（保健福祉局障害者支援課） | 平成5年度 | 17,060 | 障害児(者)の保護者又は家族が、冠婚葬祭、疾病等の理由により一時的に介護できない場合に在宅障害者福祉センターで保護し、障害児(者)・介護を行う者の福祉の向上を図る。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 重症心身障害者対象事業加算制度（保健福祉局障害者支援課） | 平成20年度 | 9,009 | 生活介護事業所への「重症心身障害者対象事業加算制度」を創設し、重症心身障害児（者）通園事業と同様のサービスを確保する。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 高齢者デイサービス施設での重症心身障害者受入補助（保健福祉局障害者支援課） | 平成22年度 | 286 | 高齢者デイサービス施設が重症心身障害者を受入れる場合に加算を行う。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 機能訓練支援事業（保健福祉局障害者支援課） | 平成23年度 | 16,365 | 市内の在宅障害者福祉センターで、障害児・者の身体機能の維持等に必要な訓練を行う場を提供し、障害者等の福祉の向上を図る。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 補助犬健康管理費等の支給（保健福祉局障害者支援課） | 昭和51年度 | 836 | 補助犬を飼育している者のうち、低所得のため補助犬の健康管理費に充てる経費を支給する |

| 自治体名 | 施策分野 | 事業名<br>(所管課) | 開始年度 | 予算額<br>(千円) | 概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 神戸市 | 生活支援 | 身体障害者診断書料助成（保健福祉局障害者支援課） | 昭和54年度 | 46 | 身体に障害のある生活保護者が、身体障害者手帳交付申請をしようとするときに必要な診断書料の一部を助成する |
| 神戸市 | 生活支援 | 配食サービス（栄養改善）事業（保健福祉局障害福祉部） | 平成20年度 | 3,720 | 定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供（昼食のみ）するとともに、安否確認を行う |
| 神戸市 | 生活支援 | 身体障害者福祉相談員知的障害者相談員（保健福祉局障害者支援課） | 身体)昭和40年度、知的)平成5年度 | 3,445 | 身体･知的に障害がある者の福祉の増進を図るため、身体･知的に障害のある者の相談に応じる相談員を配置する。また、相談員に対する研修、連絡会等を障害者地域生活支援センターが実施する。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 障害児通所支援等利用者負担独自助成（保健福祉局障害者支援課） | 平成18年度 | 10,007 | 平成18年度の児童福祉法改正による、福祉･医療･食費の利用者負担について激変緩和措置として、利用者負担助成を行う。 |
| 神戸市 | 生活支援 | 医療型障害児入所施設等運営費補助金（保健福祉局障害者支援課） | 昭和47年度 | 116,071 | 旧重症心身障害児施設から移行した医療型障害児入所施設等の運営費等を助成する。 |
| 神戸市 | 保健･医療 | 昼間一時保護事業【再掲】（保健福祉局障害者支援課） | 平成5年度 | 17,060 | 障害児(者)の保護者又は家族が、冠婚葬祭、疾病等の理由により一時的に介護できない場合に在宅障害者福祉センターで保護し、障害児(者)･介護を行う者の福祉の向上を図る。 |
| 神戸市 | 情報･コミュニケーション | 福祉電話の貸与（保健福祉局障害者支援課） | 昭和50年度 | 3,435 | 低所得世帯の外出困難な重度身体障害者及び重度聴覚言語障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために福祉電話を貸与 |